

○群馬県警察の巡査長に関する訓令

昭和42年6月30日本部訓令甲第9号

改正

昭和42年11月10日本部訓令甲第27号
昭和43年3月26日本部訓令甲第8号
昭和44年5月15日本部訓令甲第8号
昭和45年4月11日本部訓令甲第8号
昭和46年2月24日本部訓令甲第4号
昭和51年3月31日本部訓令甲第1号
昭和60年8月1日本部訓令甲第6号
昭和62年3月31日本部訓令甲第4号
平成元年3月16日本部訓令甲第2号
平成6年1月19日本部訓令甲第1号
平成7年3月3日本部訓令甲第2号
平成8年3月15日本部訓令甲第3号
平成11年3月15日本部訓令甲第8号
平成23年2月28日本部訓令甲第2号
平成31年2月26日本部訓令甲第1号

群馬県警察の巡査長に関する訓令を次のように定める。

群馬県警察の巡査長に関する訓令

(巡査長の設置)

第1条 知識又は経験が豊富な巡査の能力及び経験を活用して、指導体制の強化を図るため、群馬県警察に巡査長を置く。

2 前項の巡査長については、巡査長に関する規則（昭和42年国家公安委員会規則第3号）に規定されるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(巡査長を置く基準)

第2条 巡査長を置く基準は、次のとおりとする。

- (1) 巡査が勤務の単位ごとに複数で勤務する交番、署所在地等又は警ら用無線自動車係については、勤務の単位ごとに1人以上
- (2) 巡査が勤務の単位ごとに単独で勤務する駐在所等については、重要なものごとに1人
- (3) 前2号に掲げる勤務箇所以外の箇所については、必要があるものごとに1人以上

(巡査長の職務)

第3条 巡査長は、群馬県警察の組織に関する訓令（平成11年群馬県警察本部訓令甲第5号）第11条及び第29条に規定する職務のほか、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 勤務をともにする巡査（巡査長たる巡査を除く。以下この条において同じ。）に対し、自己の勤務を通じて実務の指導に当たること。
- (2) 勤務をともにする巡査の勤務について必要な調整をすること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、警察本部長（以下「本部長」という。）又は所属長（群馬県警察の組織及び警察職員の配置定数に関する規則（平成11年群馬県公安委員会規則第3号）第2条第2号に規定する所属の長をいう。以下同じ。）が勤務に関し特に命じた事項について処理すること。

(巡査長の資格要件及び任命)

第4条 巡査長には、次の各号のいずれかに該当する者から本部長が選考して任命する。

- (1) 勤務成績が優良で、かつ、指導力を有する巡査であって、巡査として勤務年数（停職及び休職の期間を除く。）が6年以上（学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学（短期大学を除く。）を卒業した者にあつては2年以上、同法に定める短期大学又は高等専門学校を卒業した者（同法に定める専門大学の前期課程を修了した者を含む。）にあつては4年以上）の者
- (2) 巡査部長昇任試験に合格している者

- (3) 勤務成績が優秀で、かつ、優れた指導力を有する者
(巡査長の選考方法等)

第5条 巡査長の選考を行うため、本部に群馬県警察巡査長選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織については、群馬県警察職員の任用に関する訓令（昭和42年群馬県警察本部訓令甲第27号）第11条の規定を準用する。

3 本部長は、巡査長の選考を行う必要があるときは、巡査（巡査長たる巡査及び巡査部長昇任試験に合格している巡査を除く。）のうち前条に規定する巡査長の選考の資格要件に該当すると認められる者を、委員会に選考させるものとする。

4 委員会の選考は、書類審査により行うものとする。ただし、委員会が必要と認めるときは、面接考査又は筆記考査を併せて行うことができる。

(巡査長のサービスの根本基準)

第6条 巡査長は、巡査の指導の責めに任ずるものとして、つねに自己の人格、識見及び技能の向上に努め、かつ、第3条に規定するその職務の遂行に当たっては、群馬県警察のサービスに関する訓令（平成11年群馬県警察本部訓令甲第6号）第36条から第41条まで、第43条及び第44条の幹部の部下に対する指導監督に関する規定の趣旨にのつとり、誠実にこれを果たさなければならない。

(巡査長に対する教養)

第7条 巡査長の選考に合格している者又は巡査長に任命されて間がない者に対しては、別に定めるところにより、巡査長の職務その他巡査長として必要な事項に関する教養を行うものとする。ただし、巡査部長昇任試験に合格している者に対しては、これを省略することができる。

(巡査長の呼称)

第8条 巡査長の呼称は、「巡査長群馬県巡査」とする。ただし、通称として用いるときは、「群馬県巡査」を省略することができる。

附 則

1 この訓令は、昭和42年7月1日から施行する。

2 巡査長の数は、この訓令の施行の日から昭和43年3月31日までの間は150人以内とし、所属別の配置定数は別に定める。

3 巡査長の数は、昭和43年4月1日から昭和44年3月31日までの間は250人以内とし、所属別の配置定数は別に定める。

4 巡査長の数は、昭和44年4月1日から昭和45年3月31日までの間は330人以内とし、所属別の配置定数は別に定める。

5 巡査長の数は、昭和45年4月1日から昭和46年3月31日までの間は370人以内とし、所属別の配置定数は別に定める。

6 巡査長の数は、昭和46年4月1日からは470人以内とし、所属別の配置定数は別に定める。

附 則（昭和42年11月10日本部訓令甲第27号抄）

(施行期日)

1 この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（昭和43年3月26日本部訓令甲第8号）

この訓令は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則（昭和44年5月15日本部訓令甲第8号）

この訓令は、制定の日から施行し、昭和44年4月1日から適用する。

附 則（昭和45年4月11日本部訓令甲第8号）

この訓令は、制定の日から施行し、昭和45年4月1日から適用する。

附 則（昭和46年2月24日本部訓令甲第4号）

この訓令は、制定の日から施行する。ただし、附則に第5項を加える改正規定は、制定の日から施行し、昭和45年4月1日から適用する。

附 則（昭和51年3月31日本部訓令甲第1号）

この訓令は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年8月1日本部訓令甲第6号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（昭和62年3月31日本部訓令甲第4号抄）

- 1 この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成元年3月16日本部訓令甲第2号）

この訓令は、制定の日から施行する。〔以下略〕

附 則（平成6年1月19日本部訓令甲第1号）

この訓令は、平成6年2月1日から施行する。

附 則（平成7年3月3日本部訓令甲第2号）

この訓令は、平成7年3月8日から施行する。ただし、警察官派出所等の改称に係る改正規定は平成7年3月15日から、部、課の規定順に係る改正規定、防犯部、防犯課、同課の係、防犯少年課、刑事防犯課及び同課の係の改称に係る改正規定並びに生活安全官、交通官、技能指導官及び刑事官の設置及び職務に係る改正規定は平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月15日本部訓令甲第3号）

この訓令は、平成8年3月19日から施行する。〔以下略〕

附 則（平成11年3月15日本部訓令甲第8号）

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成23年2月28日本部訓令甲第2号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成23年3月9日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）群馬県警察の組織及び警察職員の配置定数に関する規則等の一部を改正する規則（平成23年群馬県公安委員会規則第1号）の改正規定に係る改正規定（交通部総合センター長に係る改正規定を除く。）並びに警察署の統合及び管轄変更に係る改正規定 平成23年3月16日

（2）略

（経過措置）

- 2 この訓令施行の際、現に有効な通達、依命通達、事務連絡等の規定のうち、組織及び職に係る部分については、改正後の群馬県条例、群馬県規則、群馬県公安委員会規則、群馬県公安委員会規程、群馬県警察本部訓令甲又は例規通達の規定によりその分掌とされたものに読み替えるものとする。

附 則（平成31年2月26日本部訓令甲第1号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成31年3月8日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令施行の際、現に有効な通達、依命通達、事務連絡等の規定のうち、組織及び職に係る部分については、改正後の群馬県条例、群馬県規則、群馬県公安委員会規則、群馬県公安委員会規程、群馬県警察本部訓令甲又は例規通達の規定によりその分掌とされたものに読み替えるものとする。